

入 札 説 明 書

本庁舎駐車場管理ボックスの購入

(令和8年8月25日 付け公告分)

神奈川県総務局総務室

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものです。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続については「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによるものとする。

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/index.html>

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
仕様書のとおり
- (2) 購入物品の特質及び契約の条件等
入札説明書、仕様書及び契約書（案）のとおり
- (3) 納入期限
令和8年11月1日
- (4) 納入場所
神奈川県庁本庁舎前駐車場内（横浜市中区日本大通1）

2 入札参加者に求められる資格

競争参加資格確認申請書受付締切日から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）（以下「資格者名簿」という。）において営業種目として「その他の物品」に登録されている者で、「B」又は「C」の等級に区分されているものであること。
- (3) 資格者名簿において神奈川県内に本店、支店又は営業所の登録がある者であること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号	231-8588
所在地	横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 本庁舎4階
機関名	神奈川県総務局総務室 経理・債権管理適正化グループ 担当：海老名
電話番号	(045)210-1111（代表）内線2131
ファックス番号	(045)210-8816

4 入札参加資格がないとされた者の説明要求

入札参加資格がないと認められた理由の通知を受けた者は、通知が発行された日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。（以下「閉庁日を除く。」という。））に苦情申立書を3に記載する場所に郵送又は持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に回答します。

さらに、この回答に不服がある者は、回答書を受領した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再苦情申立書を3に記載する場所に郵送又は持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情の申立てについては、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

なお、説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

5 入札日程

- (1) 参加申請書受付締切日時

令和8年9月4日（金）午後3時

※参加申請時に添付資料の提出は必要はありません。

- (2) 質問受付期間

令和8年8月25日（火）から同月31日（月）午後8時まで

※質問方法については、6（4）をご参照ください。

- (3) 競争参加資格確認通知書発行日

令和8年9月9日（水）

- (4) 入札書提出期間

令和8年9月10日（木）午前8時30分から同月14日（月）午前9時まで

- (5) 開札予定日時

令和8年9月14日（月）9時30分

※開札時間は多少遅れる場合があります。

6 その他

- (1) 入札保証金

免除します。

- (2) 調達に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

- (3) 入札する金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額として入力してください。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

- (4) 案件についての質問及び回答

仕様等について質問等がある場合は、電子入札システムの説明要求機能を使用して行ってください。

入札説明書説明請求期限（質問受付期限）までは仕様に関する質問及び回答が発生する場合があります。入札参加者は入札前に必ず説明要求機能を使用して内容を確認したうえ入札してください。

現場確認を行うことはできません。添付されている仕様書等でご判断ください。

- (5) 入札の回数

入札の回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、2回まで入札を行うものとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

再度入札を行う際の日時は、次のとおりとします。

- ア 再度入札書提出期間

令和8年9月14日（月）午後1時から同月15日（火）午後1時まで

イ 再度入札開札予定日時
令和8年9月15日（火）午後1時30分

(6) 入札内訳書の作成

落札者は速やかに入札内訳書（別紙）を3に記載する所属へ持参又はファックス等により提出してください。

(7) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。なお電子契約には一定の条件があります。詳しくは契約時に経理担当にご確認ください。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は、電磁的措置を執ったものの写しを各自保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとし、電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。「電子契約の導入について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項は別添契約書（案）のとおりです。

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地は3に記載のとおりです。

(8) 業者調査への協力

本入札を落札し契約する場合には、県が予算執行の適正を期するために行う、契約の処理状況に関する調査への協力を、あらかじめ同意していただきます。

また、契約書を作成しない場合にあっては、落札者は、契約にあたり調査への協力を同意があったものとみなします。

(9) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

また、契約書を作成しない場合にあっては、落札者は、契約にあたり同条例に基づく契約解除等の条件が付されることに同意があったものとみなします。

※かながわ電子入札共同システムの操作方法に関する質問は、事業者向けコールセンター0120-921-182（平日午前9時～午後5時）までお問い合わせください。